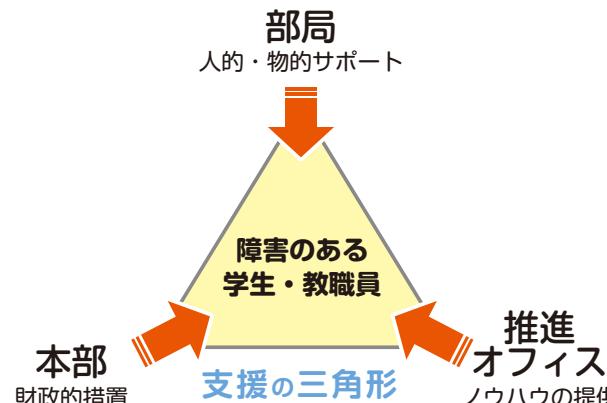


バリアフリー推進オフィスの特徴

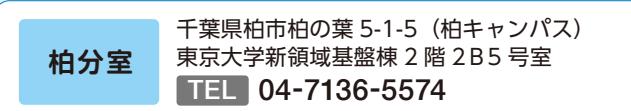
- 1 障害のある学生と教職員の双方に支援を行っている
- 2 「支援の三角形」の体制により全学的な支援を実施している
- 3 室運営の中核を担う室員の中に障害のある教員が複数在籍している
- 4 障害者支援ではなく「バリアフリー支援」という言葉を用いている

バリアフリー推進オフィスの支援体制



部局が人的・物的支援の主体となり、大学本部が財政措置を担い、バリアフリー推進オフィスが専門的ノウハウの提供を担うという協力体制をとっています。

障害のある学生・教職員に対して、社会が築いているバリアこそが問題である
という基本理念を踏まえて、本学では
「バリアフリーの東京大学」を目指した
取り組みを行っています。



開室時間 本郷・駒場 9:30～17:00 (平日)
柏 10:00～16:00 (火曜日)*
※開室日はHPをご覧ください。

H P <https://ds.adm.u-tokyo.ac.jp/>
E-mail spds-staff.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

東京大学 多様性包摂共創センター バリアフリー推進オフィス ご案内



バリアフリー推進オフィスとは

東京大学では「東京大学憲章」で、障害の有無を含めた構成員の多様性が本質的に重要な意味をもつことを認識し、その能力を十分に發揮して広く大学の活動に参画できるキャンパスを構築することを誓っています。

その一環として、2004年にバリアフリー支援室を設置しました。

2024年4月からは、多様性包摂共創センター(IncluDE)DEI実践部門のバリアフリー推進オフィスとして、障害のある学生・教職員への支援を含む、全学的なバリアフリーを推進していきます。

「合理的配慮」について

平成28年4月1日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が施行され、国立大学では、合理的配慮の提供が法的義務とされています。

合理的配慮の提供とは、障害のある人がその能力を十分に発揮するために実現可能な最良の方法で配慮することです。障害者差別解消法の施行前から、東京大学ではバリアフリーの理念に沿って様々な配慮を提供していましたが、これが理念だけではなく法的義務になりました。



支援が必要な方



聞こえない方・聞こえにくい方へ

音声をその場で文字にして伝える「ノートテイク」「パソコンテイク」などの支援が利用できます。補聴援助システムの貸出にも応じています。



見えない方・見えにくい方へ

文字の拡大や電子データ化などの支援が利用できます。各種支援機器の貸出も行っています。



移動が困難な方へ

アクセス可能な部屋への変更や、施設のバリアフリー化などの調整が可能です。専用駐車場の確保についても、ご相談ください。



その他の障害のある方へ

困りごとに応じた配慮について相談ができます。気軽にお越しください。

アクセシビリティマップ

車いすで利用できる出入口、エレベーター、トイレや段差、坂道等の情報を掲載しています。各支所で配布しているほか、HPにも掲載していますので、ご活用ください。



支援をしたい方



サポートスタッフの募集&養成

障害のある学生の修学支援を担う学生を「サポートスタッフ」として随時募集し、各支援内容(パソコンテイク、電子データ化等)に応じた養成講座等を開催しています。また、支援開始後のスキルアップ講座を行うなど、支援技術の維持・向上に努めています。

実際の活動では、支援内容に応じて謝金をお支払いします。サポートスタッフの活動に興味・関心のある方は、ぜひ気軽にお問い合わせください。



バリアフリーについて学ぶ

「手話でしゃべランチ」(本郷・駒場各支所月2回開催)をはじめ、シンポジウムや講演会、構成員を対象としたバリアフリー講習会等を通じて本学のさらなるバリアフリー推進に向けた取り組みを行っています。



障害のある構成員の支援に関する各種会議の開催

支援の充実を図るため、支援に関する会議を定期的に開催しています。

- バリアフリー支援連絡会議
- 各検討部会(支援促進/施設改善/雇用改善/情報アクセシビリティ)
- 障害のある学生、教職員との意見交換会